

## 藤岡市X運用方針

令和5年10月1日

### (目的)

第1条 本運用方針は、藤岡市Xアカウント（以下「当アカウント」という。）を市民等への情報提供媒体として運用するために必要な基本事項を定めることを目的とします。

### (用語の定義)

第2条 本運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) アカウント Xを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいいます。
- (2) ツイート Xに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいいます。
- (3) 返信 他のユーザーのツイートに返信をすることをいいます。
- (4) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいいます。
- (5) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいいます。
- (6) ブロック 他のユーザーからの返信、フォロー等を拒否することをいいます。

### (運用管理)

第3条 当アカウントの管理者は秘書課長とし、ツイートの発信は秘書課広報広聴係職員とします（ただし、災害時、イベント等で緊急を要する場合は、ツイートの発信を各発信部署の課長の責任の下に行います。）。また、ソーシャルメディアの利用方法、技術的な質問、システム状況等に関しては、一切回答しません。

2 当アカウントのアカウント名は、「F u j i o k a C i t y」とします。

### (アカウント運用者の明示)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として当アカウントのアカウント名を、市ホームページ上に明示します。

### (アカウント運用方針の明示)

第5条 本運用方針の要約を当アカウントのプロフィール欄で明示します。

### (リツイートおよびフォローについて)

第6条 市有施設及び市関連団体、市の魅力発信につながる情報を発信するアカウントその他秘書課長が必要と認めるものについては、随時フォローを行います。また、市にとって有益となる情報（市の魅力発信、観光情報、防災情報等）をツイートするアカウントに対しては、フォローの有無を問わず当該ツイ

ートをリツイートし、広く周知を行います。ただし、リツイートする発信内容の基準については、市公式アカウントからのツイート配信内容に即したものに限りです。

(当アカウントに対する返信について)

第7条 当アカウントに対しての返信については、原則返信を行いません。

(ホームページとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として市が運営するホームページのみとします。ただし、秘書課長が認めるものはこの限りではありません。

(著作権)

第9条 原則として、当アカウントに掲載している情報（文章、写真、動画、イラスト等）の著作権は市または原作者に帰属します。ただし、Xの機能を使用し、情報拡散することはこの限りではありません。

(免責事項)

第10条 本運用方針において、次の各号の内容を免責事項とします。

- (1) 市は、ツイートについては細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性及び有用性について保証しません。
- (2) 市は、Xを利用することで生じた直接的及び間接的な損失について、一切責任を負いません。
- (3) 市は、ユーザーが当アカウントの掲載情報を利用若しくは信用したこと又は利用できなかったことにより、ユーザー又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4) 市は、当アカウントに関連してユーザー間若しくはユーザーと第三者間のトラブルが発生した場合、ユーザーまたは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

(禁止行為)

第11条 当アカウントに対して、次のような行為を禁止します。ユーザーの行為が次のいずれかに該当するときは、当該ユーザーの投稿の削除、アカウントのブロック又はフォローを解除する場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの
- (4) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (5) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (7) 本人の承諾なく個人情報等を特定、開示、漏えいする等プライバシーを害

するもの

- (8) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (9) その他秘書課長が不適切と判断するもの  
(その他)

第 1 2 条 本運用方針は、事前の連絡なく変更する場合があります。